



# 農業用使用済プラスチックを 運搬する際には 「車両表示」・「書面携帯」が 必要です!!

農業用使用済プラスチックを回収場所へ運搬する際に  
《車両表示》及び《書面の備え付け》が必要です。



- 氏名又は名称及び住所  
山口 一郎  
山口県〇〇市〇〇町〇番
- 産業廃棄物の種類・数量  
廃プラスチック類 /〇kg
- 積載日  
令和〇年〇月〇日
- 積載した事業場  
自宅農場  
山口県〇〇市〇〇町〇番  
TEL : 〇〇〇〇〇
- 運搬先の事業場  
J A 〇〇 〇〇支店・支所  
山口県〇〇市〇〇町〇番  
TEL : 〇〇〇〇〇

## 産業廃棄物運搬車両の車外表示と 書面の常時携帯が義務づけられています。

※車外表示と書面の備え付けを行わなかった場合は法律違反になり、  
行政命令(改善命令)の対象になります。  
この行政命令にも違反した場合には刑事罰を受けることがあります。

山口県農業用プラスチック適正処理推進協議会

# 1 表示義務について

農業用使用済プラスチックを運搬する際には、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。



農業者が自分で運搬する場合

- ① 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ② 氏名

(みほん)



産業廃棄物処理者が、委託を受けて農業用使用済プラスチックを運搬する場合

- ① 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ② 業者名
- ③ 許可番号(下6けた以上)

(みほん)



## 注意点

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字を使用すること

- ・左右で表示位置が違っていても問題ありません。
- ・表示が隠れていたりすると表示義務違反になります。



# 2 書面の携帯義務について

農業用使用済プラスチックを運搬する際には、右のような書面を**常時携帯しなければなりません。**

許可業者については、許可証の写しも携帯しなければなりません。

氏名(排出業者名)住所

運搬する産業廃棄物の種類・数量・積載日

積載した場所(自宅農場等)の名称、所在地、連絡先(電話)

運搬先(回収場所)の名称、所在地、連絡先(電話)

- 氏名又は名称及び住所  
山口 一郎  
山口県〇〇市〇〇町〇番
- 産業廃棄物の種類・数量  
廃プラスチック類 / 〇kg
- 積載日  
令和〇年〇月〇日
- 積載した事業場  
自宅農場  
山口県〇〇市〇〇町〇番  
TEL : 〇〇〇〇〇
- 運搬先の事業場  
J A 〇〇 〇〇支店・支所  
山口県〇〇市〇〇町〇番  
TEL : 〇〇〇〇〇

お問い合わせ先

山口県農業用プラスチック適正処理推進協議会

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県農林水産部農業振興課  
TEL : 083-933-3390 FAX : 083-933-3399